四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２８年３月２３日

四日市市長　　田　中　俊　行

四日市市条例第２４号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

第１条　四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成１９年四日市市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成１４年法律第７８号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「都市低炭素化促進法」という。）及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成１４年法律第７８号。以下「マンション建替え円滑化法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（建築物省エネ法の規定に基づく手数料の種類及び額）

第５条　建築物省エネ法の規定に基づく認定の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請１件につき、別表第８のとおりとする。

２　建築物省エネ法第３０条第２項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定による建築基準関係規定の適合審査を受ける旨の申出があった場合における認定申請に対する審査手数料の額は、前項に掲げる額に、次の各号に掲げる建築物について、当該各号に定める額を加算したものとする。

(1) 申請に係る建築物が法第６条の３第１項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をしない場合にあっては、建築物ごとに、別表第１に定める額

(2) 申請に係る建築物が法第６条の３第１項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合にあっては、建築物ごとに、別表第１に定める額及び別表第２に定める額

（手数料の納入時期等）

（手数料の納入時期等）

<table>
<tr><td>第６条　（略）
２から４まで　（略）
５　建築物省エネ法の規定に基づく認定の申請を行う者は、第５条に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。
６　（略）

第７条　（略）</td><td>第５条　（略）
２から４まで　（略）

５　（略）

第６条</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表第７（第４条第１項関係）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="5">種類</th><th>額</th></tr>
<tr><td rowspan="7">都市低炭素化促進法第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料</td><td rowspan="7">当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</td><td colspan="3">一戸建ての住宅</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">共同住宅等</td><td rowspan="6">住戸部分</td><td>１棟の申請戸数が１のもの</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が２以上５以下のもの</td><td>１０，１００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの</td><td>１７，３００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの</td><td>２８，９００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの</td><td>４８，４００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が５１以上１０</td><td>８６，８００円</td></tr>
</table>

					０以下のもの	
					１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	１３７，４００円
					１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	１７３，６００円
					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	１８５，１００円
				共用部分	床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	１０，１００円
					床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	２８，９００円
					床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	８６，８００円
					床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	１３７，４００円
					床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	１７３，６００円
					床面積の合計が	２１７，０００

				２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	円
		非住宅建築物		床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	１０，１００円
				床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	２８，９００円
				床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	８６，８００円
				床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	１３７，４００円
				床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	１７３，６００円
				床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	２１７，０００円
	その他の場合	一戸建ての住宅			３６，８００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	３６，８００円
				１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	７４，５００円

					１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	１０４，８００円	
					１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	１４７，５００円	
					１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	２１１，９００円	
					１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	３０３，８００円	
					１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	４１１，５００円	
					１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	５３９，６００円	
					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	６３３，６００円	
				共用部分	床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	１１７，９００円	
					床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	１９４，５００円	
					床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m	３０３，０００円	

					^{2}以内のもの	
					床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	３８９，１００円
					床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	４６５，１００円
					床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	５４１，７００円
			非住宅建築物	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市低炭素化促進法第５４条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により	床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	９３，８００円
					床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	１５７，３００円
					床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	２５４，７００円
					床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	３３２，６００円
					床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０	３９９，８００円

			評価されたものである場合	００m^{2}以内のもの	
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	４６９，０００円
			上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	２６０，４００円
				床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	４１５，１００円
				床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	５９０，９００円
				床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	７２４，７００円
				床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	８５４，２００円
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	９７５，０００円
都市低炭素化促進法第５５	当該認定申請に係る低炭素建築物新築等	一戸建ての住宅			３，０００円
		共同住宅	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	３，０００円

条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料	計画が、都市低炭素化促進法第５４条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	等		１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	６，０００円
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	１０，４００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	１７，３００円
				１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	２９，０００円
				１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	５２，０００円
				１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	８２，４００円
				１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	１０４，１００円
				１棟の申請戸数が３０１以上のもの	１１１，１００円
			共用部分	床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	６，０００円
				床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	１７，３００円

				床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	５２，０００円
				床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	８２，４００円
				床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	１０４，１００円
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	１３０，２００円
		非住宅建築物		床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	６，０００円
				床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	１７，３００円
				床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	５２，０００円
				床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	８２，４００円

				床面積の合計が１０，０００m^2を超え２５，０００m^2以内のもの	１０４，１００円
				床面積の合計が２５，０００m^2を超えるもの	１３０，２００円
	その他の場合	一戸建ての住宅			１８，９００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	１８，９００円
				１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	３８，２００円
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	５４，１００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	７６，６００円
				１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	１１０，８００円
				１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	１６０，５００円
				１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	２１９，５００円
				１棟の申請戸数が２０１以上３	２８７，１００円

				００以下のもの	
				１棟の申請戸数が３０１以上のもの	３３５，３００円
			共用部分	床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	５９，９００円
				床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	１００，１００円
				床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	１６０，２００円
				床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	２０８，３００円
				床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	２４９，９００円
				床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	２９２，５００円
		非住宅建築物	申請に係る低炭素建築物新築等計画	床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	４７，９００円
				床面積の合計が	８１，５００円

				が、都市低炭素化促進法第５４条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	
					床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	１３６，０００円
					床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	１８０，０００円
					床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	２１７，２００円
					床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	２５６，１００円
				上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が３００m2以内のもの	１３１，２００円
					床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	２１０，４００円
					床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	３０４，１００円
					床面積の合計が	３７６，１００

				５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	円
				床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	４４４，４００円
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	５０９，２００円

備考　（略）

改正前

別表第７（第４条第１項関係）

種類					額
都市低炭素化促進法第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請の前に、市長が別に定める機関により都市低炭素化促進法第５４条第１項に定める認定基準に適合していると認められていない場合	一戸建ての住宅			３６，８００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	３６，８００円
				１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	７４，５００円
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	１０４，８００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	１４７，５００円
				１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	２１１，９００円

					１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	３０３，８００円
					１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	４１１，５００円
					１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	５３９，６００円
					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	６３３，６００円
				共用部分	床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	１１７，９００円
					床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	１９４，５００円
					床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	３０３，０００円
					床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	３８９，１００円
					床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のも	４６５，１００円

				の	
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	５４１，７００円
		非住宅建築物		床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	２６０，４００円
				床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	４１５，１００円
				床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	５９０，９００円
				床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	７２４，７００円
				床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	８５４，２００円
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	９７５，０００円
	当該認定申請の前に、市長が別に定める機関により同	一戸建ての住宅			５，０００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	５，０００円
				１棟の申請戸数	１０，１００円

	法第５４条第１項に定める認定基準に適合していると認められている場合			が２以上５以下のもの	
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	１７，３００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	２８，９００円
				１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	４８，４００円
				１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	８６，８００円
				１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	１３７，４００円
				１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	１７３，６００円
				１棟の申請戸数が３０１以上のもの	１８５，１００円
			共用部分	床面積の合計が３００㎡以内のもの	１０，１００円
				床面積の合計が３００㎡を超え２，０００㎡以内のもの	２８，９００円
				床面積の合計が	８６，８００円

					２，０００m²を超え５，０００m²以内のもの	
					床面積の合計が５，０００m²を超え１０，０００m²以内のもの	１３７，４００円
					床面積の合計が１０，０００m²を超え２５，０００m²以内のもの	１７３，６００円
					床面積の合計が２５，０００m²を超えるもの	２１７，０００円
			非住宅建築物		床面積の合計が３００m²以内のもの	１０，１００円
					床面積の合計が３００m²を超え２，０００m²以内のもの	２８，９００円
					床面積の合計が２，０００m²を超え５，０００m²以内のもの	８６，８００円
					床面積の合計が５，０００m²を超え１０，０００m²以内のもの	１３７，４００円
					床面積の合計が	１７３，６００

				１０，０００m²を超え２５，０００m²以内のもの	円
				床面積の合計が２５，０００m²を超えるもの	２１７，０００円
都市低炭素化促進法第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請の前に、市長が別に定める機関により同法第５５条第２項の規定により準用する第５４条第１項に定める認定基準に適合していると認められていない場合	一戸建ての住宅			１８，９００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	１８，９００円
				１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	３８，２００円
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	５４，１００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	７６，６００円
				１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	１１０，８００円
				１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	１６０，５００円
				１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	２１９，５００円
				１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	２８７，１００円

					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	３３５，３００円	
				共用部分	床面積の合計が３００m²以内のもの	５９，９００円	
					床面積の合計が３００m²を超え２，０００m²以内のもの	１００，１００円	
					床面積の合計が２，０００m²を超え５，０００m²以内のもの	１６０，２００円	
					床面積の合計が５，０００m²を超え１０，０００m²以内のもの	２０８，３００円	
					床面積の合計が１０，０００m²を超え２５，０００m²以内のもの	２４９，９００円	
					床面積の合計が２５，０００m²を超えるもの	２９２，５００円	
			非住宅建築物		床面積の合計が３００m²以内のもの	１３１，２００円	
					床面積の合計が３００m²を超え	２１０，４００円	

				２，０００m^{2}以内のもの	
				床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	３０４，１００円
				床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	３７６，１００円
				床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	４４４，４００円
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	５０９，２００円
	当該認定申請の前に、市長が別に定める機関により同法第５５条第２項の規定により準用する第５４条第１項に定める認定基準に適合していると認められている場合	一戸建ての住宅			３，０００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	３，０００円
				１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	６，０００円
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	１０，４００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	１７，３００円
				１棟の申請戸数	２９，０００円

					が２６以上５０以下のもの	
					１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	５２，０００円
					１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	８２，４００円
					１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	１０４，１００円
					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	１１１，１００円
				共用部分	床面積の合計が３００ｍ²以内のもの	６，０００円
					床面積の合計が３００ｍ²を超え２，０００ｍ²以内のもの	１７，３００円
					床面積の合計が２，０００ｍ²を超え５，０００ｍ²以内のもの	５２，０００円
					床面積の合計が５，０００ｍ²を超え１０，０００ｍ²以内のもの	８２，４００円
					床面積の合計が１０，０００ｍ²	１０４，１００円

				を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	
				床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	１３０，２００円
		非住宅建築物		床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	６，０００円
				床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	１７，３００円
				床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	５２，０００円
				床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	８２，４００円
				床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	１０４，１００円
				床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	１３０，２００円

備考　（略）

改正後

別表第８（第５条第１項関係）

<table>
<tr><td colspan="5">種類</td><td>額</td></tr>
<tr><td rowspan="13">建築物省エネ法第２９条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料</td><td rowspan="13">当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第３０条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合</td><td colspan="3">一戸建ての住宅</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="12">共同住宅等</td><td rowspan="11">住戸部分</td><td>１棟の申請戸数が１のもの</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が２以上５以下のもの</td><td>１０，１００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの</td><td>１７，３００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの</td><td>２８，９００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの</td><td>４８，４００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの</td><td>８６，８００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの</td><td>１３７，４００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの</td><td>１７３，６００円</td></tr>
<tr><td>１棟の申請戸数が３０１以上のもの</td><td>１８５，１００円</td></tr>
<tr><td>共用部分</td><td>床面積の合計が</td><td>１０，１００円</td></tr>
</table>

					３００ｍ^{2}以内のもの	
					床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	２８，９００円
					床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	８６，８００円
					床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	１３７，４００円
					床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	１７３，６００円
					床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	２１７，０００円
			非住宅建築物		床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	１０，１００円
					床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	２８，９００円
					床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を	８６，８００円

				超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	
				床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	１３７，４００円
				床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	１７３，６００円
				床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	２１７，０００円
	その他の場合	一戸建ての住宅			３６，８００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	３６，８００円
				１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	７４，５００円
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	１０４，８００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	１４７，５００円
				１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	２１１，９００円
				１棟の申請戸数が５１以上１０	３０３，８００円

					０以下のもの	
					１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	４１１，５００円
					１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	５３９，６００円
					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	６３３，６００円
				共用部分	床面積の合計が３００ｍ²以内のもの	１１７，９００円
					床面積の合計が３００ｍ²を超え２，０００ｍ²以内のもの	１９４，５００円
					床面積の合計が２，０００ｍ²を超え５，０００ｍ²以内のもの	３０３，０００円
					床面積の合計が５，０００ｍ²を超え１０，０００ｍ²以内のもの	３８９，１００円
					床面積の合計が１０，０００ｍ²を超え２５，０００ｍ²以内のもの	４６５，１００円
					床面積の合計が	５４１，７００

				２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	円
		非住宅建築物	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第３０条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	９３，８００円
				床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	１５７，３００円
				床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	２５４，７００円
				床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	３３２，６００円
				床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	３９９，８００円
				床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	４６９，０００円
			上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	２６０，４００円
				床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以	４１５，１００円

				内のもの	
				床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	５９０，９００円
				床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	７２４，７００円
				床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	８５４，２００円
				床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	９７５，０００円
建築物省エネ法第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料	当該認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第３０条第１項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術	一戸建ての住宅			３，０００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	３，０００円
				１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	６，０００円
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	１０，４００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	１７，３００円
				１棟の申請戸数が２６以上５０	２９，０００円

		的審査を受けたものである場合			以下のもの	
					１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	５２，０００円
					１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	８２，４００円
					１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	１０４，１００円
					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	１１１，１００円
				共用部分	床面積の合計が３００m^2以内のもの	６，０００円
					床面積の合計が３００m^2を超え２，０００m^2以内のもの	１７，３００円
					床面積の合計が２，０００m^2を超え５，０００m^2以内のもの	５２，０００円
					床面積の合計が５，０００m^2を超え１０，０００m^2以内のもの	８２，４００円
					床面積の合計が１０，０００m^2を超え２５，０	１０４，１００円

				００m^{2}以内のもの	
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	１３０，２００円
		非住宅建築物		床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	６，０００円
				床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	１７，３００円
				床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	５２，０００円
				床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	８２，４００円
				床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	１０４，１００円
				床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	１３０，２００円
	その他の場合	一戸建ての住宅			１８，９００円
		共同	住戸部分	１棟の申請戸数	１８，９００円

			住宅等		が１のもの		
					１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	３８，２００円	
					１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	５４，１００円	
					１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	７６，６００円	
					１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	１１０，８００円	
					１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	１６０，５００円	
					１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	２１９，５００円	
					１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	２８７，１００円	
					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	３３５，３００円	
				共用部分	床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	５９，９００円	
					床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以	１００，１００円	

				内のもの	
				床面積の合計が２，０００m^2を超え５，０００m^2以内のもの	１６０，２００円
				床面積の合計が５，０００m^2を超え１０，０００m^2以内のもの	２０８，３００円
				床面積の合計が１０，０００m^2を超え２５，０００m^2以内のもの	２４９，９００円
				床面積の合計が２５，０００m^2を超えるもの	２９２，５００円
		非住宅建築物	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物省エネ法第３０条第１項第１号の規定により定められた簡易な評価	床面積の合計が３００m^2以内のもの	４７，９００円
				床面積の合計が３００m^2を超え２，０００m^2以内のもの	８１，５００円
				床面積の合計が２，０００m^2を超え５，０００m^2以内のもの	１３６，０００円
				床面積の合計が５，０００m^2を超え１０，００	１８０，０００円

				方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	０ｍ^{2}以内のもの		
					床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	２１７，２００円	
					床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	２５６，１００円	
				上記以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積の合計が３００ｍ２以内のもの	１３１，２００円	
					床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	２１０，４００円	
					床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	３０４，１００円	
					床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	３７６，１００円	
					床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	４４４，４００円	
					床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}	５０９，２００円	

				を超えるもの	
建築物省エネ法第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料	申請に係る建築物が、建築物省エネ法第２条第３号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅			５，０００円
		共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	５，０００円
				１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	１０，１００円
				１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	１７，３００円
				１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	２８，９００円
				１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	４８，４００円
				１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	８６，８００円
				１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	１３７，４００円
				１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	１７３，６００円
				１棟の申請戸数が３０１以上のもの	１８５，１００円
			共用部分	床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	１０，１００円

					床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	２８，９００円
					床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	８６，８００円
					床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	１３７，４００円
					床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	１７３，６００円
					床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	２１７，０００円
			非住宅建築物		床面積の合計が３００m^{2}以内のもの	１０，１００円
					床面積の合計が３００m^{2}を超え２，０００m^{2}以内のもの	２８，９００円
					床面積の合計が２，０００m^{2}を超え５，０００m^{2}以内のもの	８６，８００円

						床面積の合計が５，０００m^{2}を超え１０，０００m^{2}以内のもの	１３７，４００円
						床面積の合計が１０，０００m^{2}を超え２５，０００m^{2}以内のもの	１７３，６００円
						床面積の合計が２５，０００m^{2}を超えるもの	２１７，０００円
		その他の場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物省エネ法第２条第３号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたもので	一戸建ての住宅			１８，７００円
				共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	１８，７００円
						１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	３５，３００円
						１棟の申請戸数が６以上１０以下のもの	５１，２００円
						１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	７３，６００円
						１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	１１１，１００円
						１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	１６８，１００円
						１棟の申請戸数	２３９，５００

		ある場合			が１０１以上２００以下のもの	円
					１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	３０９，５００円
					１棟の申請戸数が３０１以上のもの	３５２，１００円
				共用部分	床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	１１７，９００円
					床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	１９４，５００円
					床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	３０３，０００円
					床面積の合計が５，０００ｍ^{2}を超え１０，０００ｍ^{2}以内のもの	３８９，１００円
					床面積の合計が１０，０００ｍ^{2}を超え２５，０００ｍ^{2}以内のもの	４６５，１００円
					床面積の合計が２５，０００ｍ^{2}を超えるもの	５４１，７００円

				非住宅建築物		床面積の合計が３００m^2以内のもの	９３，８００円
						床面積の合計が３００m^2を超え２，０００m^2以内のもの	１５７，３００円
						床面積の合計が２，０００m^2を超え５，０００m^2以内のもの	２５４，７００円
						床面積の合計が５，０００m^2を超え１０，０００m^2以内のもの	３３２，６００円
						床面積の合計が１０，０００m^2を超え２５，０００m^2以内のもの	３９９，８００円
						床面積の合計が２５，０００m^2を超えるもの	４６９，０００円
			上記以外の評価方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅			３６，８００円
				共同住宅等	住戸部分	１棟の申請戸数が１のもの	３６，８００円
						１棟の申請戸数が２以上５以下のもの	７４，５００円
						１棟の申請戸数が６以上１０以	１０４，８００円

						下のもの	
						１棟の申請戸数が１１以上２５以下のもの	１４７，５００円
						１棟の申請戸数が２６以上５０以下のもの	２１１，９００円
						１棟の申請戸数が５１以上１００以下のもの	３０３，８００円
						１棟の申請戸数が１０１以上２００以下のもの	４１１，５００円
						１棟の申請戸数が２０１以上３００以下のもの	５３９，６００円
						１棟の申請戸数が３０１以上のもの	６３３，６００円
					共用部分	床面積の合計が３００ｍ^{2}以内のもの	１１７，９００円
						床面積の合計が３００ｍ^{2}を超え２，０００ｍ^{2}以内のもの	１９４，５００円
						床面積の合計が２，０００ｍ^{2}を超え５，０００ｍ^{2}以内のもの	３０３，０００円
						床面積の合計が	３８９，１００

					５，０００m^2を超え１０，０００m^2以内のもの	円
					床面積の合計が１０，０００m^2を超え２５，０００m^2以内のもの	４６５，１００円
					床面積の合計が２５，０００m^2を超えるもの	５４１，７００円
			非住宅建築物		床面積の合計が３００m^2以内のもの	２６０，４００円
					床面積の合計が３００m^2を超え２，０００m^2以内のもの	４１５，１００円
					床面積の合計が２，０００m^2を超え５，０００m^2以内のもの	５９０，９００円
					床面積の合計が５，０００m^2を超え１０，０００m^2以内のもの	７２４，７００円
					床面積の合計が１０，０００m^2を超え２５，０００m^2以内のもの	８５４，２００円

				床面積の合計が２５，０００m²を超えるもの	９７５，０００円

備考

１　この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。

２　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

３　この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

４　この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

５　この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

６　共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

７　複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。以下同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、当該建築物の形態に応じて、第１号及び第４号の額の合計額又は第２号から第４号までの額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸建ての住宅の手数料の額

(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

8　複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額とする。

改正前
（別表なし）

第２条　四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後

別表第１（第２条第１項関係）

<table>
<tr><th colspan="3">種類</th><th>額</th></tr>
<tr><td colspan="4">１　（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２　法第８７条の２において準用する法第６条第１項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認申請又は法第８７条の２において準用する法第１８条第２項の規定に基づく建築設備の設置に関する計画通知に対する審査手数料</td><td rowspan="2">ア　建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）</td><td>小荷物専用昇降機</td><td>８，０００円</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>２３，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イ　確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合</td><td>小荷物専用昇降機</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="4">３　（略）</td></tr>
</table>

備考　（略）

改正前

別表第１（第２条第１項関係）

種類		額
１　（略）		
２　法第８７条の２において準用する法第６条第１項の規定に基づく建築設備の設置に関する確認申請又は法第８７条の２において準用する法第１８条第２項の規定に基づく建築設備の設置に関する計画通知に対する審査手数料	ア　建築設備を設置する場合（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合を除く。）	２３，０００円
	イ　確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	１０，０００円
３　（略）		

備考　（略）

改正後

別表第３（第２条第３項関係）

種類		額
１　（略）		
２　法第８７条の２において準用する法第７条第１項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は法第８７条の２において準用する法第１８条第１６項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料	ア　小荷物専用昇降機	２４，０００円
	イ　上記以外の場合	４１，０００円
３　（略）		

備考　（略）

改正前
別表第３（第２条第３項関係）

種類	額
１　（略）	
２　法第８７条の２において準用する法第７条第１項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請又は法第８７条の２において準用する法第１８条第１６項の規定に基づく建築設備に関する工事完了通知に対する検査手数料	４１，０００円
３　（略）	

備考　（略）

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正は、平成２８年６月１日から施行する。

（都市整備部建築指導課）